【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（経験年数の要件）

**第十九条の四**　法第百五十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める期間は、三年とする。

２　法第百五十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が外国金融商品市場を開設してから経過した期間を認可申請者が当該市場を開設してから経過した期間とみなして認可申請者の当該期間を算定した場合に、その期間が三年以上である場合とする。

一　認可申請者に合併された者

二　分割により認可申請者に外国金融商品市場を開設する業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を承継させた者

三　認可申請者に外国金融商品市場を開設する業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を譲渡した者

四　前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（経験年数の要件）

**第十九条の四**　法第百五十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める期間は、三年とする。

２　法第百五十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が外国金融商品市場を開設してから経過した期間を認可申請者が当該市場を開設してから経過した期間とみなして認可申請者の当該期間を算定した場合に、その期間が三年以上である場合とする。

一　認可申請者に合併された者

二　分割により認可申請者に外国金融商品市場を開設する業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を承継させた者

三　認可申請者に外国金融商品市場を開設する業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を譲渡した者

四　前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

（改正前）

（経験年数の要件）

**第十九条の四**　法第百五十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める期間は、三年とする。

２　法第百五十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が外国有価証券市場を開設してから経過した期間を認可申請者が当該市場を開設してから経過した期間とみなして認可申請者の当該期間を算定した場合に、その期間が三年以上である場合とする。

一　認可申請者に合併された者

二　分割により認可申請者に外国有価証券市場を開設する業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を承継させた者

三　認可申請者に外国有価証券市場を開設する業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を譲渡した者

四　前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（経験年数の要件）

**第十九条の四**　法第百五十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める期間は、三年とする。

２　法第百五十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が外国有価証券市場を開設してから経過した期間を認可申請者が当該市場を開設してから経過した期間とみなして認可申請者の当該期間を算定した場合に、その期間が三年以上である場合とする。

一　認可申請者に合併された者

二　分割により認可申請者に外国有価証券市場を開設する業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を承継させた者

三　認可申請者に外国有価証券市場を開設する業務の全部又は一部（内閣府令で定める場合に限る。）を譲渡した者

四　前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

（改正前）

（新設）